

岐阜市福障第 670 号
令和 3 年 9 月 8 日

指定障害福祉サービス事業所等 運営法人代表者 様
指定障害児通所支援事業所等 運営法人代表者 様

岐阜市福祉事務所障がい福祉課長

運営規程に定めるべき従業者の員数の考え方について（通知）

平素は本市の障がい福祉行政の向上にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和 3 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）が通知されました。

上記に伴い、運営規程に定めるべき従業者の員数については、別紙のとおり取り扱うこととしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

（担当）

岐阜市役所福祉事務所障がい福祉課

担当：指導係 寺井、西尾

TEL:058-214-2136 (直通) FAX:058-265-7613

e-mail:fj-shougai@city.gifu.gifu.jp

別紙

1 改正の概要

各事業所が運営規程に定める「従業員の職種、員数及び職務の内容」のうち、「従業員の員数」については、これまで事業所に配置している実人数を「〇名」と記載することとしていましたが、「〇名以上」という記載を可とします。この記載の場合、従業員の員数に変更があっても運営規程の人員を満たしている限り、員数の変更に係る変更届の提出が不要となります。

	変更前	変更後
運営規程の記載	<ul style="list-style-type: none">・事業所に配置している従業員の実人数を「〇名」と記載・事業者の員数に変更があった場合、その都度、運営規程の変更が必要	<ul style="list-style-type: none">・人員基準を満たす範囲で「〇名以上」と記載することが可能・運営規程に記載の人員を満たしている限り、運営規程の変更が不要
変更届の提出	<ul style="list-style-type: none">・従業員の員数に変更があれば、その都度届出が必要	<ul style="list-style-type: none">・「〇名以上」と記載している場合は、運営規程に記載の人員を満たしている限り、変更届は不要

2 改正後の運営規程に定めるべき従業員の員数についての注意事項

- ・運営規程は、現在の利用者数等に応じて、法令等で規定されている各サービスの人員配置基準以上の従業員の員数を規定してください（法令等の基準を満たしていない運営規程は無効です。）。
- ・これまで記載していた、常勤・非常勤の別や他の職種との兼務関係（「うち〇名は〇〇を兼務」など）の記載は不要とします。ただし、人員基準により常勤配置を求められている職種については、「常勤」や「うち〇名以上は常勤」と規定してください。
- ・従前のおり「〇名」と記載することも可能です。
- ・**管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、相談支援専門員、児童発達支援管理責任者の変更については、変更がある都度、変更届の提出が必要**です。

3 報酬算定等について

- ・**報酬の算定にあたっては、各事業所等の責任において、算定要件を満たしているかを常に確認していただいたうえで適切に行ってください。**（実地指導や監査等において算定要件を満たしていないことが確認された場合は、報酬返還や過誤調整の必要が生じる場合があります。）

4 その他

- ・重要事項説明書を利用申込者に対して交付する際は、「従業員の勤務体制」として、当該書類を作成時点での実人員又は「〇名以上」と記載してください。なお、「運営規程の概要」として運営規程に定める従業員の員数も併せて記載してください。